

立川市食品ロス削減事業

フードシェアリングサービス「おたすけタベスケ立川」

利 用 規 約

立川市

このたびは、フードシェアリングサービス「おたすけタベスケ立川」(以下「本サービス」といいます。)をご登録・ご利用いただき、誠にありがとうございます。ご登録・ご利用いただき、誠にありがとうございます。

本サービスについての利用規約を記載いたしますので、当該規約を遵守いただき、円滑な運用にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 本サービスの目的について

本サービスは、食品等を取り扱う、立川市内(以下「本市内」といいます。)の飲食店や小売店等(以下「協力店」といいます。)において、食品等を廃棄せざるを得ない状況が生じた場合に当該食品を「商品」として出品し、その商品を閲覧した登録利用者(ユーザー)による予約を経て販売することにより、本市内の食品ロスを削減することを目的としています。

2. 登録できる協力店

登録できる協力店は、店舗等の場を本市内に有していなければなりません。

3. 協力店が出品できる商品について

出品できる商品については、以下のとおりです。

- ① 食品ロスの削減を目的とする商品であること。
- ② 食品衛生法に抵触することがなく、安全上問題ない商品であること。
- ③ 商品に係る情報について、虚偽の記載がなされたものでないこと。

4. 登録の取り消しについて

以下の行為が確認された場合、市が職権にて「登録取り消し」を行うことがあります。

- ① 本規約 3. に沿わない出品を行った場合
- ② 市からの連絡に対して一定期間の返答がない場合
- ③ 市が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

- ④ 法令に反する行為がある場合
- ⑤ ユーザーID、パスワード等を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は第三者と共用する行為がある場合
- ⑥ 反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為がある場合

5. その他

- ① 本サービスは、市と立川商工会議所（以下「商工会議所」といいます。）、及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。）との「食品ロス削減に向けた連携に係る覚書」に基づく連携事業の一環として実施されます。
- ② 協力店が本サービスに登録して利用するにあたり、商工会議所又は三井住友海上より各種経営支援サービス等をご案内させていただく場合があります。
- ③ 本サービスの利用に伴い発生する売買トラブル等につきましては、協力店と利用者（ユーザー）間で解決してください。市、商工会議所及び三井住友海上は一切の責任を負うことができません。
- ④ 本サービスの登録料及び利用料は、協力店・利用者（ユーザー）とも無料ですが、利用に係る通信費は、各自のご負担となります。
- ⑤ 本サービスを利用することにより、本規約を承諾していただいたものといたします。
- ⑥ 本規約は予告なく変更する場合があります。

○本サービスを利用するにあたり、ご不明点などがございましたら、お手数ですが以下の連絡先までご一報ください。内容に応じて、運営会社へお繋ぎする場合がございます。

立川市環境資源循環部 ごみ対策課 事業系ごみ減量係

電話：042-531-5518（直通）

F a x：042-531-5800

Email：gomitaisaku@city.tachikawa.lg.jp